

契約を解約・取り消す方法は クーリング・オフではありません!

(特定商取引法における特定継続的役務提供の場合)

特定の7種類のサービス提供は、特定商取引法の規制対象となる可能性があります。

役務（サービス）の種類	期間	金額
エステ、美容医療	1月を超えるもの	5万円を超えるもの
語学教室、家庭教師、学習塾、 PC教室、結婚相手紹介サービス	2月を超えるもの	

クーリング・オフ

1

☑ 契約内容が正しく記載された書面（申込書面又は契約書面）を受け取ってから、8日間は無条件で解除できます。

→ 交付書面に虚偽や不備がある場合、8日間に縛られることなく、いつでもクーリング・オフが可能です。

クーリング・オフの期間を過ぎても、
以下の方法で対応可能です!

中途解約

2

☑ クーリング・オフ期間の経過後でも、残りの契約について解約が可能です。解約の理由はどのようなものでも構いません。

例：学習塾を退会する場合、まだ受けていない授業の代金については返金を請求できる。

※一定の違約金が必要な場合があります。

不実告知等による取消し

3

☑ 虚偽を告げられた場合（不実告知）、事実を告げられなかった場合（事実不告知）は契約の取消しが可能です。

例：実際には屋根に問題がないのに、「このままでは雨漏りしてしまう」と告げ、屋根修理の契約を結ぶ。

※消費者契約法で定める要件に該当する不当な勧誘により締結した消費者契約であれば、特定商取引法に定めのない場合であっても、消費者契約法に基づき取消しが可能です。

詳細は以下の消費者庁ウェブサイトをご確認ください。

「特定商取引法ガイド」：<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>

「消費者契約法」：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act



特定商取引法ガイド



消費者契約法

対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

